

大規模災害に備えた大阪府化学物質 管理制度の見直しについて

目次

1. 経緯等
2. 指針改正の概要
3. 今後の予定

大阪府 環境農林水産部 環境管理室
環境保全課 化学物質対策グループ
池田 俊

1. 經緯等

改正前の大阪府の化学物質管理制度の概要について

大阪府化学物質管理制度の概要

平成13年4月 国が、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)を施行

平成19年3月 大阪府生活環境の保全等に関する条例に化学物質管理制度を導入
(事業者が指針に適合した化学物質管理を実施しているかの確認の為
の管理計画書等の提出を義務化)

府生活環境保全条例

化学物質適正管理指針

平常時や緊急時(事故等)における化学物質の漏洩防止等の事業者が講ずべき措置を定めている
⇒現在の指針では南海トラフ巨大地震などの大規模な災害時に対する措置は十分定められていない。

○指針の構成(条例で規定)

1. 管理化学物質等の管理の方法に関する事項
2. 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項
3. 緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項
4. 管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項

大規模災害時における 化学物質によるリスク低減について

●経緯・課題

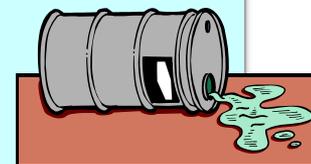
- 東日本大震災では、高濃度のふっ化水素酸や六価クロムなどの有害な化学物質の流出事例が国の調査で確認されている。
- 大阪では、東北地方に比べ、工場・事業場と住宅地域が混在・密集
⇒ 大規模災害発生時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質・地下水などの環境汚染が、より一層懸念される。



- 大規模災害時における化学物質によるリスク低減策の検討・実施が必要。

●H24年度に実施した調査・検討

- (1) 東日本大震災の被災地域での被害実態等の調査
- (2) 環境リスク低減効果の試算
- (3) 導入・強化すべきリスク低減対策の取りまとめ



H24年度災害時における化学物質のリスク低減事業報告書

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/h24houkokusho.html>

導入・強化すべき リスク低減対策の取りまとめ

- 東日本大震災での事業所の被災状況の調査結果等から、大規模災害時における化学物質管理に係る課題と設備やソフト面でのリスク低減対策について整理した。
- ・化学物質の流出事例が多かった配管の破損では、緊急遮断弁の設置等が有効な対策
- ・ソフト面では、緊急事態対応マニュアルの整備や訓練の実施が重要
- ・停電等のインフラ喪失や津波の発生などを想定した対策の実施が必要
- 府による環境リスクの試算の結果、リスク低減対策が実施されていない場合、化学物質の流出に伴う周辺での健康被害や環境汚染が発生する可能性が明らかになった。



各事業所で化学物質が流出した際のリスクを把握した上で、府の取りまとめたリスク低減対策等の中から、状況に応じた有効な対策を実施することで、甚大な被害が低減できる可能性が高い。

2. 指針改正の概要

●平成24年度の検討結果を踏まえ、府条例に基づく「化学物質適正管理指針」を改正（平成25年11月29日告示）

■指針の改正内容

○指針の「緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項」に、大規模災害が発生した場合の環境リスク低減に関する事項を追加し、事業者による自主的な管理の強化を図る。

- ① 事業者が自ら、環境リスクの把握や対策の優先度を決定する
 - ・南海トラフ巨大地震等で想定される震度や津波高さ等の把握
 - ・化学物質が流出しやすい施設の把握
 - ・化学物質が流出した際の環境リスクの把握と対策の優先度の決定
- ② ①の結果に従い、取扱う物質や施設に応じて、リスク低減の方策を講じる。
- ③ H24年度に府が調査・検討し取りまとめたリスク低減のための具体的方策を、指針の中で施設ごと等に示す。



○事業者は、管理計画書に大規模災害時のリスク低減のための方策を追加記載し、届け出る。（管理計画書の修正・変更届出は取扱量に応じ、一定の期間後に実施）

改正指針の構成

- 第1 目的、 第2 定義、 第3 適用範囲
- 第4 管理化学物質等の管理の方法に関する事項
- 第5 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項
- 第6 緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項
- 第7 大規模災害時に備えた環境リスクの低減に関する事項 — 今回追加
 - 1 大規模災害の想定及び環境リスクの把握等
 - (1)大規模災害に関する規模等の想定、(2)環境リスク及び対策優先度の把握
 - 2 環境リスク低減のための具体的方策
 - (1)緊急事態発生の未然防止、(2)発生した緊急事態への対処
- 第8 管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項
- 第9 化学物質管理計画書等の作成
 - 1 化学物質管理計画書
 - (1)構成、(2)管理体制についての計画
 - (3)緊急事態に対処するための計画
 - ア 管理化学物質等の貯蔵状況、
 - イ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム等で示されている危険性又は有害性の特定結果
 - ウ 緊急事態の発生の未然防止の方針
 - エ 大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針 — 今回追加
 - オ 緊急事態対応マニュアル
- 2 化学物質管理目標の決定及び化学物質管理目標の達成状況の把握
- 第10 他の指針等との関係

指針 第7 大規模災害時に備えた環境リスクの低減に関する事項（今回追加）

- 1 大規模災害の想定及び環境リスクの把握等
 - (1) 大規模災害に関する規模等の想定
 - (2) 環境リスク及び対策優先度の把握
 - ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定
 - イ 環境リスクの把握の手順
 - ウ 対策の優先度の決定
- 2 環境リスク低減のための具体的方策
 - (1) 緊急事態発生の未然防止
 - ア 事業所全体における対策の実施
 - (ア) 施設の耐震性能の確保等
 - (イ) 津波への対策
 - (ウ) 地盤の液状化等への対策
 - (エ) 電力などの喪失への対策
 - (オ) 訓練の実施
 - (カ) 事業所からの流出防止対策
 - イ 主たる施設に応じた対策の実施
 - (ア) 貯蔵施設（配管を含む）、（イ）製造施設（化学品以外の製品の製造に供する施設も含む）
 - (ウ) 排水路及び廃棄物保管施設
 - (2) 発生した緊急事態への対処
 - ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
 - イ 関係機関及び関係住民等への通報体制
 - ウ 避難誘導體制
 - エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制
 - オ 応急措置の実施手順及び実施内容
 - カ 飛散及び流出防止機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等に関する事項
 - キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要

指針 第9 化学物質管理計画書等の作成

<指針 第9-1-(3)>

(3) 緊急事態に対処するための計画

ア 管理化学物質等の貯蔵状況、

イ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム等で示されている危険性又は有害性の特定結果

ウ 緊急事態の発生の未然防止の方針

エ 大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針 — 今回追加

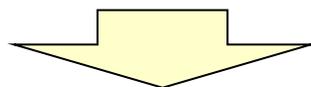
(ア) 第7の1(1)に定める震度や津波などの把握結果

(イ) 第7の2(2)に定める環境リスク低減のための方策の方針

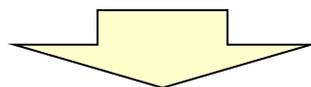
オ 緊急事態対応マニュアル

改正指針に基づく検討フロー①

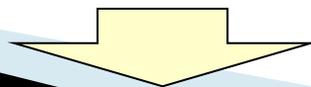
①大規模災害の規模等の情報収集 **<指針 第7-1-(1)>**
南海トラフ巨大地震等の地震震度、津波の高さ等



②環境リスクの把握 **<指針 第7-1-(2)ア、イ>**
ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定
損傷を受けやすい設備(配管、フランジ等)及び開放式の設備
(メッキ槽、洗浄槽等)を、必要な単位で抽出
イ 環境リスクの把握
上記の施設について、適切な流出防止対策が講じられていない
場合、管理化学物質が流出した際の環境リスクを把握



③対策の優先度の決定 **<指針 第7-1-(2)ウ>**
管理化学物質の流出防止対策等を講ずる施設の優先度を決定



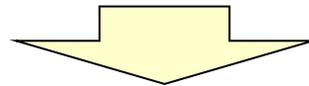
改正指針に基づく検討フロー②

④ 具体的方策の検討・実施

＜指針 第7-2＞

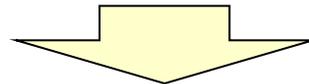
ア、イで指針に示された対策等の中から経済的技術的に可能な範囲で対策を検討し、優先度に応じて計画的に実施

(1) 緊急事態発生の未然防止、(2) 発生した緊急事態への対処



⑤ 化学物質管理計画書の記載事項の追加・修正

＜指針 第9-1-(3)＞
「緊急事態に対処するための計画」に「震度や津波等の把握の結果」「環境リスクの低減のための方策の方針」を追加し、必要に応じ既存の計画を修正する。



⑥ 化学物質管理計画書変更届出書の提出

＜条例 第81条の24第2項＞

修正した化学物質管理計画書の内容を化学物質担当部署に届出る。
⇒平成23年度の取扱量により、届出の期間が異なります。

①大規模災害の規模等の情報収集

<指針 第7-1-(1)>

(1) 大規模災害に関する規模等の想定

国及び大阪府が公表する資料から、南海トラフ巨大地震等の大規模災害において想定される地震の震度及び津波の高さを把握するとともに、液状化の想定等の情報を収集し、及び整理すること。なお、定期的にこれらの情報について更新するよう努めること。

○国及び大阪府等が公表している既存の被害想定¹の資料を活用。

○大阪府防災会議の「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」で検討された大阪府域の南海トラフ巨大地震による津波浸水想定、震度分布等の情報を平成25年8月に公表。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/>

⇒ 事業所の所在地における想定震度、津波浸水想定を把握可能。

※被害想定については、今後見直される可能性もありますので、定期的に情報を収集し、更新してください。

②環境リスクの把握

<指針 第7-1-(2)>

(2) 環境リスク及び対策優先度の把握

第4の2(1)及び(1)により収集し、及び整理した情報に基づき、対策を講ずる施設等の優先度を適切に設定するため、次の手順により、管理化学物質が漏えいした場合における周辺住民の健康被害及び上水道の取水の制限を生ずる環境リスク等を把握すること。ただし、法令等で定められた耐震基準に適合している等、既に必要な対策が講じられている施設の場合は、この限りでない。

- 事業所で取り扱う化学物質の有害性や取扱量を考慮して流出時のリスク評価を実施し、周辺住民の健康被害及び上水道の取水の制限を生ずる環境リスク等を把握
- ただし、一般高圧ガス保安則やコンビナート等保安則などに定められる耐震基準等、本指針と同等の対策を実施しているものについては、新たな対策は不要だが、法令等で新たな規定が設けられた場合に、それに従って対応する必要がある。

②環境リスクの把握

ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定

＜指針 第7-1-(2)ア＞

ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定

管理化学物質等を取り扱う施設において、配管及びフランジ等損傷を受けやすい設備並びに管理化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽及び洗浄槽等開放式の設備を抽出し、大規模災害が発生した際に管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設を特定する。

○施設の特定にあたっては、「災害時リスク低減検討事業」において収集した、地震や津波による被害事例（次の2シート）等を参考にされたい。

②環境リスクの把握

ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定

○地震による被害事例

| 調査 | 施設 | 内容 |
|----|-----------------|-----------------------------------------|
| ① | 危険物施設 | 浮き屋根の破損、保管容器の落下、配管の破損 |
| | 高圧ガス施設 | 貯槽の倒壊・破損、配管・弁等の破損、緊急遮断装置や計装設備等機器の破損、不具合 |
| | 毒物・劇物施設 | 地震の揺れによるメッキ槽内液の漏洩等 |
| ② | 貯蔵施設 (タンク) | ブレースの座屈、破断、停電によるタンク内圧の上昇・化学物質の温度上昇 |
| | 保管施設 (ボンベ等) | 保管物の落下 |
| | 製造施設 (化学製品等) | 煙突の倒壊 |
| | 機械加工施設等 | 装置・機器の転倒、配管・配管継手部の破損、変形等 |

※①国の調査結果、②大阪府の被災事業所の書面調査および現地調査結果

②環境リスクの把握

ア 管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設の特定

○津波による災害事例

| 調査 | 施設 | 内容 |
|----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 危険物施設 | 屋外タンク貯蔵所のタンクの移動、底板や配管の破損等による危険物の流出、屋内貯蔵所における容器の流出、配管・ポンプ類の破損による流出。 |
| | 高圧ガス施設 | 津波による高圧ガス容器、ガスローリーの流出、LPガス出荷施設の火災被害等が発生 |
| | 毒物・劇物施設 | タンク、配管の破損・流出、保管施設・容器の流出 |
| ② | 貯蔵施設、製造施設等 | <ul style="list-style-type: none"> ・タンク本体の浮上 ・保管施設（ボンベ等）の施設および保管物の流出 ・配管の変形・配管サポートの破損 ・漂流物の衝突による機器の破損 ・港湾施設のローディングアームの変形 等 |

○その他（地震・津波以外）の事例：地面陥没による配管の破損、液状化による埋設物の浮上、停電によるタンク内の化学物質の温度・内圧の上昇等（②より）

※①国の調査結果、②大阪府の被災事業所の書面調査および現地調査結果

②環境リスクの把握

イ 環境リスクの把握

＜指針 第7-1-(2)イ＞

イ 環境リスクの把握

(ア) 施設が想定される震度に対して十分な耐震性を有しているか、又は想定される津波による浸水の水深が施設に影響を及ぼす深さ未満かどうかを確認する。

- 地震については、設計上の耐震性能の再確認や、耐震診断等による現状の耐震性能の確認を行うことを想定。
- 浸水が施設に影響を及ぼす水深については、「災害時リスク低減検討事業」の報告書に、施設の種類ごとの津波の浸水深と被害状況の関係をまとめている。

「平成24年度災害時における化学物質のリスク低減事業報告書」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/h24houkokusho.html>

②環境リスクの把握

イ 環境リスクの把握

＜指針 第7-1-(2)イ＞

(イ) (ア)において、十分な耐震性を有していないか、又は浸水の水深が施設に影響を及ぼす深さ以上である場合、施設で取り扱われる管理化学物質が漏えい時に大気中に流出するか、又は事業所が上水源地域にあり、管理化学物質が漏えい時に上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうかを確認する。なお、この確認においては、管理化学物質の温度、圧力等の使用環境を考慮するとともに、当該施設等で取り扱う他の化学物質との反応を考慮すること。

気体状物質：大気中に流出するか
液状物質：上水道への影響の有無

**府生活環境保全条例等
の上水道水源地域にあ
る事業所**

※液状物質の場合、事業所内に調整池が設置されているなど、漏えいした化学物質が場外に出る恐れがない場合は、上水道へ影響を与えることはないと考えられる。

②環境リスクの把握

イ 環境リスクの把握

＜指針 第7-1-(2)イ＞

(ウ) (イ)において、管理化学物質が漏えい時に大気中に流出するか、又は上水道の取水口に到達するおそれがある場合、配管に緊急遮断弁を設置している等の適切な流出防止対策が講じられているかを確認する。

(流出防止対策の例)

○地震の場合

- ・ 緊急遮断弁の設置
- ・ 弁動作の自動化・遠隔操作化
- ・ 防液堤・ピット上に管を配置
- ・ 一時貯留設備（予備タンクやドラム缶等）
- ・ 緊急移送設備（配管に残った化学物質を移送する真空ライン等）

○津波の場合

- ・ 緊急遮断弁の設置
- ・ 弁動作の自動化・遠隔操作化

②環境リスクの把握

イ 環境リスクの把握

＜指針 第7-1-(2)イ＞

(エ) (ウ)で適切な流出防止対策が講じられていない場合、化学物質の拡散計算を実施する等により、管理化学物質が流出した際の環境リスクの内容及び程度を把握する。

化学物質は水溶性・非水溶性および比重等、性状は様々であるが、本制度で環境リスクの把握を求めるのは対策の優先度を定めるためであることから、リスクの把握には既往のソフトの利用やマトリックスによるリスク判定等で実施されたい。また、把握にあたっては、必ずしも他事業所からの漏洩物を考慮する必要はない。

リスク把握の実施例や環境中濃度等の予測が可能なツールの例については、指針の解説及び届出マニュアル（近日公表予定）を参照してください。

③対策の優先度の決定

<指針 第7-1-(2)ウ>

ウ 対策の優先度の決定

イで実施した環境リスクの把握の結果を踏まえ、管理化学物質の流出防止対策等を講ずる施設の優先度を決定する。

環境リスクの把握の結果を踏まえ、管理化学物質の流出防止対策等を講ずる施設の優先度を、事業者の置かれた状況に応じて、経済的技術的に可能な範囲で自主的に決定する。

④ 具体的方策の検討・実施

＜指針 第7-2＞

2 環境リスクの低減のための具体的方策

管理化学物質取扱事業者は、大規模災害に伴う管理化学物質の漏えい、流出等の緊急事態による環境リスクを低減するため、次に掲げる対策その他必要と考える対策を優先度に応じて計画的に実施すること。

- 指針で示している環境リスク低減のための具体的な方策は、事業者が優先度を決めて対策を検討して頂く際の例示として示しているものである。
- 事業者が行う具体的な措置の内容は、指針に示された対策等の中から事業者の置かれた状況に応じて経済的技術的に可能な範囲で自主的に優先度を決定し、リプレース時に実施する等、計画的に取り組んでいただくものである。

④ 具体的方策の検討・実施

(1) 緊急事態発生の未然防止

< 指針 第7-2-(1) >

(1) 緊急事態発生の未然防止

緊急事態発生 of 未然防止のため、事業所全体における対策及び個々の施設における対策を実施し、施設の損傷や機能の喪失による管理化学物質の流出が生じないようにすること。

ア 事業所全体における対策の実施

(ア) 施設の耐震性能の確保等

(イ) 津波への対策

(ウ) 地盤の液状化等への対策

(エ) 電力等の喪失への対策

(オ) 訓練の実施

(カ) 事業所からの流出防止対策

イ 主たる施設に応じた対策の実施

(ア) 貯蔵施設（配管を含む）

(イ) 製造施設（化学品以外の製品の製造に供する施設も含む）

(ウ) 排水路及び廃棄物保管施設

④ 具体的方策の検討・実施

(1) 緊急事態発生の未然防止

第7-2-(1) ア 事業所全体における対策の実施

| | 対策 | 内容 |
|-----|--------------|--------------------------------------|
| (ア) | 施設の耐震性能の確保等 | 必要に応じて改修又は固定金具の使用、設備の床及び天井との固定による補強等 |
| (イ) | 津波への対策※ | 津波到来による管理化学物質の流出の防止、安全装置等の浸水対策等 |
| (ウ) | 地盤の液状化等への対策 | 地下埋設配管の架空化等 |
| (エ) | 電力等の喪失への対策 | 電力や用役が喪失した際のプラントの安全停止に係る設備の設置等 |
| (オ) | 訓練の実施 | 津波の発生、災害に伴う電力、通信手段の喪失等を想定した防災訓練等 |
| (カ) | 事業所からの流出防止対策 | 流出防止資材の確保、貯留池等の設置、漏えい物質のモニタリング等 |

※個々の企業で取組むべき範疇を超えた大規模な津波に対しては、速やかな避難等も含めた地域全体で取り組む対策が必要と考えられることから、個々の企業での対策を求めるものではない。

④ 具体的方策の検討・実施

(1) 緊急事態発生の未然防止

第7-2-(1) イ 主たる施設に応じた対策の実施

| | 施設 | 対策の内容 |
|-----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) | 貯蔵施設 (配管を含む) | 貯蔵施設の破損や流出の対策等 ○固定タンク： 可とう性配管の使用、緊急遮断弁、緊急移送設備、一時貯留設備（防液堤や予備タンク等）の設置等 ○保管容器： 容器の架台との固定、チェーン、角リング等の設置等 |
| (イ) | 製造施設 (化学品以外の製品の製造に供する施設を含む。) | 製造プラントの安全停止や施設の破損・流出の対策等 ○化学品の反応施設等： 製造プラントを安全に停止させるシステムや非常用電源等予備の用役の確保等 ○気体状物質取扱施設： 緊急遮断弁又は逆止弁等の設置等 ○液体状物質取扱施設： 流出防止蓋の使用、緊急遮断弁の設置、受け皿又は流出防止ピットの設置等 |
| (ウ) | 排水路及び廃棄物保管施設 | 排水経路での流出防止や廃棄物保管時の流出防止等 |

④ 具体的方策の検討・実施

(2) 発生した緊急事態への対処

< 指針 第7-2-(2) >

(2) 発生した緊急事態への対処

管理化学物質取扱事業者は、第6の2(1)で定める緊急事態対応マニュアルの策定に当たっては、次に掲げる事項を確認し記載すること。また、既に策定を行ったマニュアルについては、必要に応じその事項の見直しを行うこと。

- ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- イ 関係機関及び関係住民等への通報体制
- ウ 避難誘導體制
- エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制
- オ 応急措置の実施手順及び実施内容
- カ 飛散及び流出防止機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等に関する事項
- キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要

④ 具体的方策の検討・実施

(2) 発生した緊急事態への対処

第7-2-(2) 発生した緊急事態への対処

| | 項目 | 内容 |
|---|----------------------|--------------------------------|
| ア | 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制 | 電力、通信手段喪失時の検討、指揮命令権者が不在時の対応検討等 |
| イ | 関係機関及び関係住民等への通報体制 | 事業所外に対する通信手段の多重化の検討 |
| ウ | 避難誘導體制 | 津波到来、液状化、化学物質漏洩を想定した避難経路の設定等 |
| エ | 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制 | 災害対策本部等を設置する震度、津波の基準等の設定等 |
| オ | 応急措置の実施手順及び実施内容 | 地震、津波等の規模に応じた応急措置の手順、優先順位の設定等 |
| カ | 飛散及び流出防止資機材、防災用資機材等 | 流出防止資機材、防災用資機材の保管場所の高所化等 |
| キ | 周辺環境影響の把握方法等 | 化学物質流出時における試料採取の検討等 |

⑤化学物質管理計画書の記載事項の追加・修正

○緊急事態に対処するための計画（大規模災害に備えたりリスク低減対策）

1 南海トラフ巨大地震などの大規模災害において想定される地震の震度や津波の高さ

- ①情報収集を行った災害
- ②被害想定の情報元
- ③被害想定（想定震度、津波浸水深さ、液状化可能性（PL値等））
- ④対策の優先度が高い施設及びその選定理由

指針に示された対策等の中から事業者の置かれた状況に応じて、経済的技術的に可能な範囲で自主的に優先度を決定し、計画的に取り組んでいく方針の概要を記載

2 大規模災害時における環境リスク低減のための方策の方針

2-1 緊急事態発生の未然防止

(1) 事業所全体における対策の実施

- ア 施設の耐震性能の確保等
- イ 津波への対策
- ウ 地盤の液状化等への対策
- エ 電力などの喪失への対策
- オ 訓練の実施
- カ 事業所からの流出防止対策

(2) 主たる施設に応じた対策の実施

- ア 貯蔵施設（配管を含む）
- イ 製造施設（化学品以外の製品の製造に供する施設も含む）
- ウ 排水路及び廃棄物保管施設

⑤化学物質管理計画書の記載事項の追加・修正

○緊急事態に対処するための計画（大規模災害に備えたりスク低減対策）

2-2 発生した緊急事態への対処

ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

イ 関係機関及び関係住民等への通報体制

ウ 避難誘導體制

エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制

オ 応急措置の実施手順及び実施内容

カ 飛散及び流出防止機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等に関する事項

キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要

⑥化学物質管理計画書変更届出書の提出

○指針改正に伴い、化学物質管理計画書届出対象事業者※¹（VOCのみ届出事業者※²を除く。）は、「大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針」の内容を化学物質管理計画書に追加し、変更届出書の提出が必要。

なお、変更届出書は、排出量等届出書（平成23年度実績）にて届出した全物質の取扱量の合計（合計取扱量）※³により、提出期間が異なります（次のシート参照）。

尚、取扱量の合計には「条例施行規則別表第18の9第24号に規定するVOC」は除きますが、その他の届出対象物質でVOCに該当するものは含みますので、御注意ください。

詳細については、以下のホームページを参照。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/saigai.html>

※¹ 第一種管理化学物質排出量等届出書（排出量等届出書）の対象事業者のうち、常時使用される従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

※² 条例施行規則別表第18の9第24号に規定する揮発性有機化合物（VOC）のみ届出している事業者

⑥化学物質管理計画書変更届出書の提出 指針改正に伴う化学物質管理計画書の変更届 の提出期間について

○化学物質管理計画書の変更届の提出期間

| 合計取扱量※ ³ (平成23年度実績) (平成24年度届出) | 提出期間 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 100t以上 | 平成26年10月1日から平成26年12月31日まで※ ⁴ |
| 10t以上100t未満 | 平成27年10月1日から平成27年12月31日まで※ ⁴ |
| 10t未満 | 平成28年10月1日から平成28年12月31日まで※ ⁴ |

※³ 排出量等届出書にて届出した物質のうち、「条例施行規則別表第18の9第24号に規定するVOC」を除く全ての物質の取扱量の合計。

※⁴ 提出期間の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日が最終日となります。

⑥ 化学物質管理計画書変更届出書の提出

合計取扱量の計算例

(例 1)

| 排出量等届出 化学物質 | 平成23年度 取扱量 | 合計に含める 取扱量 |
|------------------------|---------------|---------------|
| トルエン | 95t | 95t |
| メチルエチルケトン | 40t | 40t |
| VOC (規則別表第18の9第24号) | 200t | — |
| 合計取扱量 | | 135t |

第一種管理化学物質排出量等届出書の別紙1-1、別紙2-1に記載した「取扱量」
(有効数字2桁)

100t
以上

提出期限：
平成26年12月31日

(例 2)

| 排出量等届出 化学物質 | 平成23年度 取扱量 | 合計に含める 取扱量 |
|------------------------|---------------|---------------|
| 亜鉛の水溶性化合物 | 2.5t | 2.5t |
| メチルアルコール | 4.5t | 4.5t |
| VOC (規則別表第18の9第24号) | 20t | — |
| 合計取扱量 | | 7t |

10t未満

提出期限：
平成28年12月31日

3. 今後の予定

今後の予定

- 指針の解説及び届出マニュアルの公表
- 計画書の変更届にかかる説明会の開催（H26. 5～）
- 指針改正にかかる計画書変更届の提出
- 大阪府地域防災計画への反映

●市町村消防部局への情報提供

大規模災害時の二次災害の拡大を防止し消防活動をより安全なものにするため、府は市町村消防部局に対し、事業所で取扱う化学物質の種類や量、危険性情報などを定期的に提供する。（個人情報及び事業者から秘密に係る情報として届出のあった情報は除く）

ご清聴ありがとうございました

- 大阪府化学物質管理制度について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>